

4-10 パリ協定温暖化対策強化事業

事業目的

地球温暖化防止の新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が平成28年11月に発効し、日本でも「地球温暖化対策計画」が平成28年5月に閣議決定された。その中で民生部門(家庭部門および業務部門)は2030年度までに2013年度比で約40%の削減目標が掲げられており、普及啓発のための人材育成やイベントの開催を通じて、県民一人ひとりの温暖化防止に向けた環境配慮行動の促進を図るもの。

事業効果

二酸化炭素の削減効果	- t-CO ₂
その他 イベント実施回数	4回程度
地球温暖化防止活動推進員 養成研修参加人数	30人程度

事業内容

【平成29年度事業費】

総事業費 5,741千円(うちみやぎ環境税充当額 4,950千円)

【事業量】 地球温暖化防止普及啓発イベント(民生家庭及び民生業務部門向け) 計4回程度
地球温暖化防止活動推進員新規養成研修参加人数 30人程度

【実施主体】 宮城県



イベントの開催(例)

現状

- ◇平成28年11月に「パリ協定」が発効、日本でも平成28年5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定された。
- ◇国の目標は、民生部門(家庭および業務部門)で2030年度までに2013年度比で約40%削減。
- ◇今後は、これまでも増して県民一人ひとりの温暖化防止に向けた環境配慮行動を促進する必要がある。

税導入後のイメージ

- ◇地域で地球温暖化防止のために活動していただく人材を育成し、温暖化の影響や対策などを草の根運動で広めていきます。
- ◇地球温暖化が与える影響や、温暖化防止の重要性を理解していただくとともに、無理なくできる具体的な温暖化対策を学んでもらい、県民一人ひとりの環境配慮行動の促進を図ります。